



聖籠新発田I.C完成

日本海東北自動車道

聖籠新発田I.C. 新潟空港I.C.

開通

北陸・東北の高速道路ネットワーク機能強化を目指し建設が進められてきた日本海東北自動車道（聖籠新発田I.C.）新潟空港I.C.間）が地元地権者はもとより、多くの関係者の協力により、5月26日めでたく開通となりました。地域の産業、経済そして観光、文化の交流がさらに活発になることが期待されています。

開通を前に5月12日にはイベントが開催され、雨天にもかかわらず聖籠新発田I.C.には多数の参加者が集り、見晴らしのいい高速道路上でウォーキングとサイクリングを楽しんでいました。

聖籠新発田I.C.からの主な料金（単位：円）

	主なI.C.名							
	新潟 空港	新潟 中央	富山	金沢東	会津 若松	前橋	練馬	区分
聖籠 新発田 I.C.	500	700	4,750	5,550	2,550	4,550	6,000	軽自動車等
	600	850	5,900	6,900	3,150	5,650	7,450	普通車
	650	1,000	7,050	8,200	3,700	6,750	8,900	中型車
	850	1,300	9,650	11,250	5,050	9,200	12,200	大型車
	1,350	2,050	15,950	18,650	8,350	15,250	20,250	特大車
	16.5	26.5	267.9	321.8	120.1	234.7	326.8	距離 (km)

まちの資産 四九九億円

バランスシートとは

バランスシートとは、「地方公共団体が保有する住民のための財産」、「財産を形成するのに要した財源などの状況」を表し、どこから資金を調達し、どんな財産や借金を残したかという状況を総合的に対照表示した一覽表です。

地方公共団体と企業とは、活動目的や財産の意味などが大きく異なり、企業のバランスシートと単純に比較はできません。

なぜバランスシートをつくるのか

現在の自治体の会計は現金主義の会計です。現金主義を簡単に言うと、年度内に入ってきたお金がいくらで、使ったお金がいくらなのかという考え方のことです。しかし、資金の出入りの考え方だけでは過去からの財政活動の流れやその結果の積み上げを説明できません。そのため、現在どのくらいの資産がありどのくらいの借金が残っているかをバランスシートを作成することで住民の皆さんによりわかりやすくお知らせすることができます。

公表します

バランスシート

町では、地方公共団体の財政状況を検討する新たな手法として、企業的な考え方を取り入れたバランスシート（貸借対照表）を作成しました。

これは、総務省（旧自治省）が示した基準に基づくものですが、より現実に近いものとするため、資産の部で有形固定資産の評価は町独自の手法により作成しております。

また、バランスシート作成団体の約九割が総務省の基準によることから、自治体間の比較ができるように総務省の基準によるバランスシートも併せて作成しておりますので参考に紹介（５）します。

町民一人あたり 三六四万円

平成12年度 バランスシートを作成しました

平成12年度 聖籠町バランスシート（貸借対照表）公表

（平成13年 3 月31日現在）

（単位：千円）

借	方
[資産の部]	
1．有形固定資産	
総務費	1,808,584
民生費	1,970,257
衛生費	1,551,889
労働費	251,337
農林水産業費	1,059,651
商工費	75,886
土木費	22,842,376
消防費	73,562
教育費	16,261,702
その他	0
計	45,895,244
（うち土地	21,670,459）
有形固定資産合計	45,895,244
2．投資等	
投資及び出資金	680,929
貸付金	916,322
基金	
特定目的基金	629,578
土地開発基金	63,229
定額運用基金	27,000
基金計	719,807
投資等合計	2,317,058
3．流動資産	
現金・預金	
財政調整基金	1,111,836
減債基金	83,544
歳計現金	415,085
現金・預金計	1,610,465
未収金	
地方税	91,393
その他	727
未収金計	92,120
流動資産合計	1,702,585
資産合計	49,914,887

貸	方
[負債の部]	
1．固定負債	
地方債	6,274,055
債務負担行為	
物件の購入等	0
債務保証又は損失補償	0
債務負担行為計	0
退職給与引当金	1,960,621
固定負債合計	8,234,676
2．流動負債	
翌年度償還予定額	375,143
翌年度繰上充用金	0
流動負債合計	375,143
負債合計	8,609,819
[正味資産の部]	
1．国庫支出金	3,010,060
2．都道府県支出金	855,667
3．一般財源等	37,439,341
正味資産合計	41,305,068
負債・正味資産合計	49,914,887

債務負担行為に係る補償等	物件の購入等に係るもの	650,338	千円
	債務保証及び損失補償に係るもの	1,072,954	千円
	利子補給等に係るもの	26,340	千円

バランスシートの作成方法

対象とする会計
一般会計及び県営開拓パイロット事業特別会計の普通会計を対象
基礎とした数値
有形固定資産の建物については当時の取得価格、土地については町の課税評価額ベースで算定した価格

としています。
これ以外は昭和44年以降の決算にかかる統計調査データを基に算出しています。
減価償却の方法
財務省令の耐用年数区分による定額法（最終残存価格5％）により減価償却しています（土地は除く）

バランスシートで わかること

下表は、資産額と負債額を平成十一年度と平成十二年度で比較したものです。平成十二年度は聖籠中学校や多目的屋外運動広場（スポーツランド聖籠）などの大型施設を建設しましたが、その際に長期資金の借り入れも行いましたので、資産とともに負債も増加しています。

○資産の総額は、四百九十九億円（町民一人あたり三百六十四万円）となっています。資産とは、町民のための財産で、「有形固定資産」、「投資等」及び「流動資産」で構成されています。

○負債総額は、八十六億円（町民一人あたり六十三万円）です。負債とは、将来に支払うべき債務であり、今後、町民が負担する借金などのことです。負債が多くなれば、町税などからその償還にあてる資金がたかさん必要になりますので、新たな事業の展開が難しくなってしまう。

○正味資産の総額は、四百十三億円（町民一人あたり三百一十万円）です。正味資産とは、資産形成のために町民がすでに負担した額と、国や県からの補助金の合計額で、現在の資産のうち借金が設定されていない財産の額といえます。

平成11年度と平成12年度の比較

年 度	人 口	資 産	負 債	正味資産	町 民 1 人 あ た り		
					資 産	負 債	正味資産
平成11年度末	13,655人	436億円	77億円	359億円	319万円	56万円	263万円
平成12年度末	13,729人	499億円	86億円	413億円	364万円	63万円	301万円
増 減	+ 74人	+ 63億円	+ 9億円	+ 54億円	+ 45万円	+ 7万円	+ 38万円

主な施設の状況

（単位：千円）

施 設 名	取得年度	耐用年数	取得価格	減価償却累計額	残存価格
役場庁舎	昭和52年	50	878,035	395,540	482,495
亀代小学校	昭和52年	47	956,281	420,771	535,510
蓮野小学校	昭和60年	47	1,111,912	442,882	669,030
山倉小学校	昭和61年	47	1,099,194	427,728	671,466
聖籠中学校	平成12年	47	5,259,327	47,414	5,211,913
町民会館	平成元年	47	3,796,759	1,288,108	2,508,651
亀代多目的屋内運動場	平成 7 年	22	376,471	73,860	302,611
蓮野多目的屋内運動場	平成 8 年	22	410,597	65,155	345,442
山倉多目的屋内運動場	平成10年	22	363,727	29,560	334,167
町営聖籠町野球場	昭和60年	30	295,863	122,394	173,469
多目的屋外運動広場	平成12年	30	553,350	1,039	552,311
亀代幼稚園	昭和58年	47	415,244	176,732	238,512
蓮潟幼稚園	昭和54年	47	338,514	167,130	171,384
蓮野幼稚園	昭和61年	47	367,573	146,575	220,998
学校給食調理場	平成元年	47	294,643	113,186	181,457
保健福祉センター	平成 4 年	50	786,892	181,429	605,463
聖籠保育園	平成 8 年	22	497,524	82,990	414,534
研修会館	昭和46年	50	202,291	162,276	40,015
観音の湯ざぶ～ん館	平成 9 年	31	1,193,720	172,715	1,021,005
老人福祉センター	昭和56年	50	258,470	120,483	137,987
蓮のギャラリー	平成11年	22	17,273	644	16,629

土地明細書

				面積(㎡)	評価額(千円)	
行政財産	公用財産	本庁舎		11,885	131,922	
		その他の行政機関	警察(消防)施設	1,471	9,719	
			その他の施設	0	0	
	公共用財産	学校		204,156	1,900,056	
		公営住宅		0	0	
		公園		60,295	420,255	
		指定保安林		319,787	24,336	
		道路		1,389,126	15,656,285	
		その他の施設	町民会館等	33,069	310,848	
			体育施設	71,414	457,920	
			幼稚園	28,312	353,081	
			学校給食共同調理場	3,412	32,072	
			保健福祉センター	25,846	328,247	
			保育園	6,960	78,654	
			墓地	17,005	0	
			その他	282,507	1,049,929	
		普通財産	宅地		33,727	346,026
			山林		124,322	9,461
原野			29,508	474,642		
雑種地			11,275	78,529		
その他			720	8,477		
合 計			2,654,797	21,670,459		

資産の内訳

資産総額のうち九十二％を有形固定資産が占めています。有形固定資産とは、土地や建物を中心とした公共施設などのことです。土地の明細及び主な施設の様子は、それぞれ表、表のとおりです。

投資等とは、各種団体などへの出資や貸し付けのことです。流動資産は、現金あるいは一年以内に現金化が可能な基金や預金のほか、債権として未収金を含んでいます。

総務省方式との比較ポイント

総務省方式と聖籠町の作成方法の大きな違いは、有形固定資産の土地の捉え方です。総務省方式では、昭和四十四年以降に町が購入した土地について、当時の購入価格で算定しています。したがって、昭和四十四年以前から町所有の土地や昭和四十四年以降でも町へ無償譲渡された土地などは算定されていません。聖籠町方式は現在の町所有の土地すべてを町の課税評価額ベースで算定しています。

総務省方式による 平成12年度 バランスシート

(平成13年3月31日現在)

(単位：千円)

借 方	貸 方
[資産の部]	
1. 有形固定資産	
総務費	1,567,745
民生費	1,271,921
衛生費	1,026,626
労働費	68,190
農林水産業費	1,150,735
商工費	71,311
土木費	5,776,117
消防費	142,766
教育費	17,958,828
その他	0
計	29,034,239
(うち土地)	5,075,474)
有形固定資産合計	29,034,239
2. 投資等	
投資及び出資金	684,454
貸付金	1,056,780
基金	
特定目的基金	629,578
土地開発基金	63,229
定額運用基金	27,000
基金計	719,807
投資等合計	2,461,041
3. 流動資産	
現金・預金	
財政調整基金	1,111,836
減債基金	83,544
歳計現金	415,085
現金・預金計	1,610,465
未収金	
地方税	91,393
その他	727
未収金計	92,120
流動資産合計	1,702,585
資 産 合 計	33,197,865
[負債の部]	
1. 固定負債	
地方債	6,274,055
債務負担行為	
物件の購入等	0
債務保証又は損失補償	0
債務負担行為計	0
退職給与引当金	1,960,621
固定負債合計	8,234,676
2. 流動負債	
翌年度償還予定額	375,143
翌年度繰上充用金	0
流動負債合計	375,143
負 債 合 計	8,609,819
[正味資産の部]	
1. 国庫支出金	3,010,060
2. 都道府県支出金	855,667
3. 一般財源等	20,722,319
正 味 資 産 合 計	24,588,046
負債・正味資産合計	33,197,865

債務負担行為に係る補償等	物件の購入等に係るもの	650,338	千円
	債務保証及び損失補償に係るもの	1,072,954	千円
	利子補給等に係るもの	26,340	千円

総務省方式によるバランスシートの作成方法

対象とする会計
一般会計及び県営開拓パイロット事業
特別会計の普通会計を対象
基礎とした数値
有形固定資産の土地、建物とも昭和44年以降の決算にかかる統計調査データ

を基に、当時の取得価格で算出しています。
減価償却の方法
総務省基準で示す耐用年数による定額法（最終残存価格0）により減価償却しています（土地は除く）

バランスシートは今後、毎年度作成を予定していますが、有形固定資産の建物の評価方法、土地の評価方法、構築物や備品の扱いなど、さらに現実的なものとするため、検討を加えながら作成することとしています。

バランスシートに関する問い合わせは

役場 企画財政課

27 | 2111までお願いします

交通安全ニュース

6月1日から道路交通法の一部が改正され、悪質、危険な違反行為には次のとおり厳しい処分が科せられます。本町ドライバーのみなさん、交通安全に注意し、このような違反の対象にならないよう十分注意してください。

違反行為の されます



主な罰則～

●救護措置義務違反（ひき逃げ）

3年以下の懲役
または
20万円以下の罰金

5年以下の懲役
または
50万円以下の罰金

●無免許運転

6か月以下の懲役
または
10万円以下の罰金

1年以下の懲役
または
30万円以下の罰金

町の交通事故 発生状況

1月～4月（累計）				
傷者	発生件数	死者数	傷者	
15	46	3	67	
17	42	1	54	
2	4	2	13	

関することは
生活環境課
1 1 1 まで

酒酔い・酒気帯び運転は 厳しく罰せられます

酒酔い運転



アルコールの量に関係なく、
いわゆる酔った状態で運転した場合

罰則 3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

改正前は2年以下の懲役又は
10万円以下の罰金

違反点 違反点25点

改正前は違反点15点

酒気帯び運転

呼気1 中0.15（血液1 中0.3）
以上のアルコールを体内に保有した
状態で運転した場合

改正前は呼気1 中0.25（血液1 中0.5）以上

罰則 1年以下の懲役又は
30万円以下の罰金

改正前は3月以下の懲役又は
5万円以下の罰金

違反点

体内保有アルコール濃度が
呼気1 中0.25 以上の場合
違反点13点 改正前は違反点6点

体内保有アルコール濃度が
呼気1 中0.25 未満の場合
違反点6点 新設



●「酒気帯び」を伴う違反行為の
点数が強化されます

違反行為		点数		酒気帯びの程度	
		0.15 以上 0.25 未満	0.25 以上		
無	免 許 運 転	20	23		
大型自動車等無資格運転		13	19		
仮 免 許 運 転 違 反		13	19		
無	車 検 運 行	9	16		
無	保 険 運 行	9	16		
50 以上		13	19		
速度超過	一 般 道	30 以上50 未満	9	16	
	高 速 道 路	40 以上50 未満	9	16	
		30 以上40 未満	8	15	
	25 以上30 未満	8	15		
制動距離超過	10 割 以上	大型等	9	16	
		普通等	8	15	
	5割以上10割未満	大型等	8	15	

上記以外の「酒気帯び」を伴う違反行為の点数は、
アルコール濃度が呼気1 中0.25 以上の場合は
14点、0.25 未満の場合は7点となります。



悪質・危険な運転で人を死傷させた場合は、故意による犯罪とみなし、最高15年の懲役刑を科することができる——という刑法の危険運転致死傷罪が施行されています。

(平成13年12月25日施行)

対象...四輪以上の自動車の運転

悪質・危険な運転

- (例)
- ・飲酒の影響により正常な運転が困難な状態で運転する
 - ・車の制御が困難な高速度で運転する
 - ・危険な速度で運転し、人や車を妨害する目的で著しく接近する
 - ・危険な速度で運転し、故意に信号を無視する



行政処分の基準点

1年をあげずに繰り返し受けた「免許の処分歴」が過去3年間で何回あるかによって、処分の基準点数が決まります。

過去3年以内の 運転免許の 処分の回数	免許の停止	免 許 の 取 得			
		欠格期間 1年(3年)	欠格期間 2年(4年)	欠格期間 3年(5年)	欠格期間 5年(5年)
0 回	6点~14点	15点~24点	25点~34点	35点~44点	45点以上
1 回	4点~9点	10点~19点	20点~29点	30点~39点	40点以上
2 回	2点~4点	5点~14点	15点~24点	25点~34点	35点以上
3回以上	2点~3点	4点~9点	10点~19点	20点~29点	30点以上

運転免許の処分とは、免許の停止や取消等のことです。免許の処分回数は、免許停止中などの期間を除いた運転可能な期間が継続して1年以上あり、その間無事故・無違反であれば、それ以前の回数は除外されます。

欠格期間とは「免許取消」の後、免許再取得のための試験等を受ける資格のない期間です。

()内は、免許取消処分を受けたことがある者が、前回の取消による欠格期間の終了後5年間を経過しないうちに取消処分を受けた場合です。



悪質・危険な 罰則が強化

～強化される

●酒酔い運転

2年以下の懲役
または
10万円以下の罰金

3年以下の懲役
または
50万円以下の罰金

●酒気帯び運転

3か月以下の懲役
または
5万円以下の罰金

1年以下の懲役
または
30万円以下の罰金



年	区分	4 月	
		発生件数	死者数
平成14年		9	0
平成13年		10	0
増 減		1	0

交通安全に
聖籠町役場

2 7 - 2

聖籠町職員募集

平成15年度採用の聖籠町職員上級 一般行政職 試験を次により行います。

試験区分、職種、受験資格、採用予定人数

試験区分	職 種	受 験 資 格	採用人員
上級試験	一般行政職	昭和52年4月2日から昭和56年4月1日までに生まれた者、及び昭和56年4月2日以降に生まれた者で平成15年3月までに大学卒業見込みの者	若干名

○ 欠格条項

次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ・日本の国籍を有しない者
- ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・聖籠町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

試験の日時、場所

区 分	日 時	場 所	試験内容
第1次試験	平成14年7月28日 ・受付時間 午前9時から9時40分まで ・試験時間 午前10時から午後4時10分まで	北越高等学校 (新潟市米山5丁目)	大卒程度の一般教養試験、専門試験及び一般性格診断検査
第2次試験	未 定	聖籠町役場で行う 日時は第1次試験合格者に通知	面接、作文試験

第1次試験合格者に対して、受験資格、申込書記載事項の真否について調査を行います。

合格の発表・採用

- ・第1次合格者発表 / 平成14年8月中旬予定
 - ・最終合格者発表 / 平成14年9月下旬予定
- 合格者に対して通知し、採用は平成15年4月1日を最初の採用の日とします。

給与

給与は聖籠町職員の給与に関する条例の規定により支給します。

申込期限

平成14年6月26日 午後5時までに「試験申込書」を聖籠町役場総務課に提出してください。

「試験申込書」「試験案内」は、役場総務課にあります。

詳しくは、聖籠町役場総務課秘書係までお問い合わせください。

27 - 2111 内線 214

なお、今年度は初級試験も実施する予定です。内容がまとまり次第、6月以降の広報紙でご案内する予定です。

25日・郡町村会6月定例会	24日・新潟県国際貿易ターミナル株主総会	18日・議会定例会(予定)	15日・中国黒龍江省県費留学生歓迎会	14日・新潟県広域行政懇話会総会	11日・新潟県自衛隊協定会定期総会	11日・聖籠町観光協会総会	9日・新潟県河川協会総会	7日・さくらんぼの里民謡の祭典	6日・高年齢者交通安全ゲートボール大会	5日・新潟県海岸協会総会	4日・一般国道一三三号道路改良促進期成同盟会	2日・第27回町ポンプ操法競技大会	2日・町長の動向 (主なものを抜粋)
---------------	----------------------	---------------	--------------------	------------------	-------------------	---------------	--------------	-----------------	---------------------	--------------	------------------------	-------------------	-----------------------

INFORMATION

おしらせ

お問い合わせ先

町役場	27 - 2111
町民会館	27 - 2121
図書館	27 - 6166
保健福祉センター	27 - 6511
診療所	27 - 1234
水道課	27 - 5141

INFORMATION

6月の行事

《保健福祉事業》

- ところ 保健福祉センター
- 心配ごと相談 (毎週水曜日)
5日・12日・19日・26日
(各日とも午後1時～4時)
- 行政相談 (毎月第2火曜日)
11日 午前9時30分～11時
- 乳幼児健康診査・各種学級
- 1歳2か月児歯科検診
12日(水) 午後1時30分～
- 育児相談会
17日(月) 午前10時～11時
- 妊婦学級(後期)
20日(木) 午前9時30分～
- 1歳6か月児健康診査
25日(火) 午後1時30分～
- 乳児健康診査
28日(金) 午後1時30分～
- 各種予防接種
- 日本脳炎予防接種 期(山倉・蓮野学区)
5日(水) 午後1時40分～
- 日本脳炎予防接種 期(亀代学区)
6日(木) 午後1時40分～
- 麻疹予防接種(未接種)
7日(金) 午後1時40分～
- 三種混合予防接種
11日(火) 午後1時40分～
- ポリオ(未接種)
13日(木) 午後1時40分～
- 日本脳炎予防接種(未接種)
19日(水) 午後1時40分～

📅日時 📍会場 📖内容 👤対象 📝申し込み 🗨️問い合わせ

税務職員

(税務大学校生) 募集

国税局や税務署において、適正な課税を維持し、また租税収入を確保するため、国税に関する調査や指導などを行う税務職員の採用試験を次のとおり実施します。

【受験資格】

昭和57年4月2日～

昭和60年4月1日生まれの者

【試験の程度】

高等学校卒業程度

【申込受付期間】

6月19日～

6月26日 (消印有効)

【第1試験日】 9月8日

【申込先】

人事院関東事務局

埼玉県さいたま市

大字上落合2番地11

048-740-2006

テレホンサービス 048-600-2401

または新発田税務署

22-3161

6月は

町・県民税が

課税されます。

この税金は平成13年1月～12月末までに、給与や農業などの事業所得等何らかの所得(障害年金・遺族年金などの非課税所得は除く)があった方が課税されます。

ただし、次の方は町・県民税が課税されません。

生活保護法によって生活扶助を受けている方

障害者、未成年者、寡婦、または寡夫で前年中の所得金額が125万円以下(給与所得者の年収に直すと204万4千円未満)であった方。

所得が28万円以下の方(扶養家族がない場合)

納税の方法および納入期限

・給与から納税する場合

6月支給分の給与から12回分割で

・一般納税通知書の場合

6月、8月、10月、11月の各末日

☐ 聖籠町税務課住民税係

27-1956

さくらんぼ

まつり

☐ 6月8日

午前10時～

☐ 聖籠地場物産館前アーケード内

・10時からさくらんぼ(佐藤錦)

100g100円で販売

・さくらんぼ等があたる抽選コーナー(1,000円以上お買い上げの方に抽選券配布)

・おにぎり(2個入)50円で販売

・地場農産物の格安販売

☑ J A 北越後 聖籠支店

27-5737

あなたも放送大学の
学生になってみませんか

放送大学はテレビとラジオを利用して大学教育を行っている通信製の四年制大学です。スカイパーフェクトTV(CSデジタル放送)を利用して自宅視聴できます。

募集する学生の種類は？

○学部(平成14年度第2学期入学)

・全課程修生…卒業を目指す学生

・選科履修生…一年間在学する学生

・科目履修生…一学期間在学する学生

○大学院(平成15年度修士全科学生、平成14年度第2学期入学)

・修士全科学生…修了を目指す学生

・修士科目生…一学期間在学する学生

る学生

募集期間は？

○学部・大学院修士科目生(10月入学) 平成14年6月15日～8月15日

○大学院修士全科学生(15年4月入学) 平成14年9月1日～9月14日

学費は

○入学料

・学部 全課程修生 二万円

・学部 選科履修生 七千円

・学部 科目履修生 五千円

・学部 修士全科学生 四万円

・学部 修士科目生 一万円

○授業料

・学部 一単位につき 五千円

・学部 一単位につき 一万円

☑ 〒951-8122 新潟市旭町通一番町七五四・放送大学新潟学習センター

025-228-2651

司法書士と社会福祉士による

第11回シルバー110番

高齢者、知的障害者、精神障害者、身体障害者の方の不動産や相続、遺言、贈与、借金の返済などに関わる問題及び介護、福祉に関わる問題につき、司法書士および社会福祉士が電話による相談をお受けし、問題解決のアドバイスを行います。成年後見制度や介護保険制度についてもお答えします。

☐ 6月23日

午前10時～午後4時

当日電話相談番号

025-229-2414

面接相談(要予約)

☐ 新潟県司法書士会館2階

(新潟市古町通13番町5160)

予約電話 025-228-1727

☐日時 ☐会場 ☐内容 ☐対象 ☐申し込み ☐問い合わせ

安全でおいしい水をご家庭へ

上水道の水質検査結果

町の上水道の水は、毎月定期的に水質を調べています。

皆さんが毎日飲んでいる水が、飲料水の水質基準（水道法に定められた検査）に適合して安全かどうかを検査するために行われているものです。

私たちが日常生活で飲んでいる水道の水は、安心して飲めるようにと、薬品や機械などを使って、原水（川の水）や各家庭の蛇口（給水栓）から出る水を厳しく検査しています。

下の表が、昨年九月に採水された水の全項目についての水質検査結果です。町で検査している四十八項目すべてが、水道法で定められている水質基準に適合する、安全な水であるということを証明する検査結果でした。

【水質基準の項目とは】

水道水は、水道法に定められた水質基準に適合しなければなりません。

それは、健康に関連する項目二十九項目、水道水が有すべき性状に関連する項目十七項目と、その他二項目、合計四十八項目で、法的義務のあるものです。

聖籠町の水質検査結果 - 平成13年9月採水 -

		項目		水質基準値	水質検査結果
水道法に基づく水質基準項目	健康に関連する項目	病原生物	1 一般細菌	1 ml中100個以下	0
			2 大腸菌群	検出されないこと	不検出
		無機物質・重金属	3 カドミウム	0.01mg / 1 以下	0.001未満
			4 水銀	0.0005mg / 1 以下	0.00005未満
			5 セレン	0.01mg / 1 以下	0.001未満
			6 鉛	0.05mg / 1 以下	0.005未満
			7 ヒ素	0.01mg / 1 以下	0.001未満
			8 六価クロム	0.05mg / 1 以下	0.005未満
			9 シアン	0.01mg / 1 以下	0.001未満
			10 硝酸・亜硝酸性窒素	10mg / 1 以下	0.48
			11 フッ素	0.8mg / 1 以下	0.07
		一般有機化学物質	12 四塩化炭素	0.002mg / 1 以下	0.0002未満
			13 1,2 - ジクロロエタン	0.004mg / 1 以下	0.0004未満
			14 1,1 - ジクロロエチレン	0.02mg / 1 以下	0.002未満
			15 ジクロロメタン	0.02mg / 1 以下	0.002未満
			16 シス - 1,2 - ジクロロエチレン	0.04mg / 1 以下	0.004未満
			17 テトラクロロエチレン	0.01mg / 1 以下	0.001未満
			18 1,1,2 - トリクロロエタン	0.006mg / 1 以下	0.0006未満
			19 トリクロロエチレン	0.03mg / 1 以下	0.003未満
			20 ベンゼン	0.01mg / 1 以下	0.001未満
		消毒副生成物	21 クロロホルム	0.06mg / 1 以下	0.016
			22 ジブロモクロロメタン	0.1mg / 1 以下	0.004
			23 ブロモジクロロメタン	0.03mg / 1 以下	0.010
			24 ブロモホルム	0.09mg / 1 以下	0.001未満
			25 総トリハロメタン	0.1mg / 1 以下	0.030
		農薬	26 1,3 - ジクロロプロペン	0.002mg / 1 以下	0.0002未満
			27 シマジン	0.003mg / 1 以下	0.0003未満
			28 チウラム	0.006mg / 1 以下	0.0006未満
	29 チオベンカルブ		0.02mg / 1 以下	0.002未満	
	水道水が有すべき性状に関連する項目	色	30 亜鉛	10mg / 1 以下	0.01未満
			31 鉄	0.3mg / 1 以下	0.06
			32 銅	10mg / 1 以下	0.01未満
		味覚	33 ナトリウム	200mg / 1 以下	16.7
		色	34 マンガン	0.05mg / 1 以下	0.005未満
			味覚	35 塩素イオン	200mg / 1 以下
		36 カルシウム、マグネシウム等		300mg / 1 以下	20
		37 蒸発残留物		500mg / 1 以下	72
		発泡	38 陰イオン界面活性剤	0.2mg / 1 以下	0.02未満
		臭い	39 1,1,1 - トリクロロエタン	0.3mg / 1 以下	0.03未満
			40 フェノール類	0.005mg / 1 以下	0.005未満
		味覚	41 有機物等	10mg / 1 以下	1.5
		基礎的性状	42 p H値	5.8以上8.6以下	7.4
			43 味	異常でないこと	異常を認めず
			44 臭気	異常でないこと	異常を認めず
			45 色度	5 度以下	2
			46 濁度	2 度以下	0.1
			その他	47 残留塩素	遊離型0.1mg / 1 以上
48 アンモニア性窒素		県指導項目 (mg / 1)		0.05未満	

朝一番などの水は 飲み水以外に！

みなさんのお宅の蛇口から朝一番に出る水や長期間使用しない蛇口の最初の水は、水道管内に長時間滞留しているため、赤水などが発生したり消毒用の塩素が少なくなっていることがあ

ります。通常の使用状態では健康上問題ありませんが、念のため、朝一番や長期間使用しない蛇口の水道を使用する場合は、使い始めのバケツ一杯程度（約一〇リットル）の水道水は、飲用や調理以外の用途にお使い下さるようお願いいたします。

上水道のメーターを取り替えます

皆さんの家庭に取り付けてあります上水道のメーター器を、取り替えます（上水道のメーター器は、計量法の定めにより八年ごとに交換が義務付けられています）。今回は、町内四六四世帯が対象となりますが、対象世帯への個

別の通知は致しません。町の水道工事店が、メーターの取り替えに伺います。交換時間は十分程度ですが、その間は水道の使用は出来ません。なお、メーター交換についての個人負担はありません。

たいへんご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

取替期間 6月5日～20日
◎役場水道課 27-5141

手続きを忘れずに 幼児医療費助成

町では、一歳から六歳の小学校入学前まで、医療費の一部を助成しています。六月で一歳を迎えるお子さんの保護者の皆さんは、六月中に手続きをしていただくことになります。

手続きに必要なもの

印鑑 保険証

手続き・お問い合わせ先

保健福祉センター内

保健福祉課 幼児医療担当

27-6511

この手続きを済ませないと医療費助成を受けられない場合があります。ご注意ください。

暮らしに役立つ知識を学びませんか？ 消費生活センター講座

消費生活センターでは各種の講座を用意し消費者の皆さんからのご利用をお待ちしています。

○平成14年6月10日から平成15年2月28日

◎新潟県消費生活センター研修室

定員 10～50名

1 暮らしの講座

No.	講座内容	No.	講座内容
1	悪質商法の被害にあわないために（90分）	8	いつまでも美しく（120分）
2	食の安全性を考える（90分）	9	老後の経済準備（90分）
3	クリーニングトラブルと上手な利用法（90分）	10	暮らしの中の危険と損害保険（90分）
4	暮らしの中の危害と危険（90分）	11	住まいの安全性と木質建材（90分）
5	最近の消費者問題を考える（90分）	12	有機食品について（90分）
6	はじめよう生活設計（90分）	13	牛乳・乳製品の基礎知識（120分）
7	暮らしに身近な金融講座（90分）	14	冷凍食品の正しい知識（90分）

2 簡易テスト体験講座

テストメニュー	内容	持参するもの	持参する分量
食品中の糖分と体脂肪	糖度計により食品中の糖分を測定する。体脂肪を測定する	ジュース、清涼飲料水、果物、缶詰など	1回に食べる量
みそ汁中の塩分	塩分計算によりみそ汁中の塩分を測定する	家庭のみそ汁、インスタントみそ汁	1回に食べる量
トイレトーパー	天然パルプと再生紙製品を比較する	なし	
揚げ油の上手な使い方	家庭で使っている揚げ油の品質をテストし、上手な使い方を学ぶ	家庭で使用中の揚げ油	大さじ2杯程度
家庭汚水の汚れ	家庭からでるいろいろな排水がどの程度汚れているか測定	米のとぎ汁、めん類のゆで汁、風呂残り湯	コップ半分程度

申込書は聖籠町役場総務課、または新潟県消費生活センターにあります。

詳しくはお問い合わせください

◎新潟県消費生活センター

025-281-5516

自衛隊

説明会

自衛隊では各種受験コースの説明会を実施します。

☐ 6月16日
午前10時～午後3時
☐ 新発田市カルチャーセンター
実施種目 防衛大学校、防衛医科大学校、パイロット、看護師
☐ どなたでも参加できます
☐ 新発田募集事務所
26-5619



児童手当が振り込まれます

児童手当の6月支払い分(平成14年2月～5月分)は6月10日
にあなたの指定した金融機関(町内金融機関等)に振込みます。個人への支払い通知書は、この紙面をもって通知にかえさせていただきます。

☐ 保健福祉課
27-6511

パステルクッキング

カルシウムたっぷり元気いっぱい料理

☐ 7月2日

午前10時～午後1時30分
☐ 東北電力(株)新発田営業所

会費 千円

定員 24人

申込締切 6月25日

☐ (株)電力ライフクリエイティブ
0120-105599

県立青少年研修センター事業 『海とカヌーを楽しもう』

☐ 6月22日・23日

☐ 県立青少年研修センター

☐ PTA活動関係者、青少年活動団体指導者、親子、家族など

☐ カヌー体験、海浜遊び、野外炊事

定員 40名(定員になり次第締切)

切)

参加費 三、〇〇〇円

☐ 県立青少年研修センター
(西蒲原郡巻町大字越前浜5597-1)
0256-77-2111

県立自然科学館 各種教室案内

電子顕微鏡で植物をみよう

☐ 6月9日

午後1時30分～3時

☐ 植物の花粉や葉脈、木片などを観察します

定員 先着10名

☐ 星空ウォッチング

☐ 6月12日

午後7時～9時

☐ 初夏の星空、金星などを観察

☐ 電話申込必要

☐ からくりの世界

☐ 6月16日

午後1時～1時30分

午後3時～3時30分

☐ からくり人形の実演

☐ 新潟県立自然科学館(新潟市女池南3丁目1番1号)
025-283-3331

『青少年国際交流キャンプ』 参加者募集

日本、アメリカ、インドネシアの子もたちが富士山のふもとに集合!みんな一緒に楽しいキャンプ、新しい友だちとワイドに遊ぼう

☐ 7月31日～8月4日

(4泊5日)

☐ 山梨県山中湖村営キャンプ場

☐ 小学4年生、中学3年生

二二〇名

☐ 富士登山、ハイキング、野外炊飯、

☐ 【申込締切】7月5日 先着

☐ 国際青少年研修協会

03-3359-8421

危険物取扱者保安講習会

☐ 7月16日

● 一般(その他)講習

午前9時30分～12時30分

● 給油取扱所講習

午後1時30分～4時30分

☐ 新発田市生涯学習センター

☐ 各種危険物取扱者免状の交付を受けている人で、現に危険物取扱作業に従事している者

又は受講を希望する危険物取扱者

【予定人員】二〇〇名

【受付期間】6月18日～6月27日

受験申請書は新発田地域広域消防本部にあります。

☐ 消防本部防災課

22-8096

平成14年度

ふるさと市町村圏

地域づくり支援事業

新発田地域広域事務組合では、広域的な地域振興事業に積極的に取り組む団体等に補助金を交付し、その活動を支援しています。

補助金 一〇万円以内

対象事業 平成十四年度中に実施する圏域の活性化等に関する新規事業(地域活性化を図るためのイベント等の実施、地域づくりのための人材育成事業、地域づくり団体間の交流など)

申込期限 7月31日

申込方法 所定の補助金交付申請書を事務局まで提出してください。申請書は新発田広域事務組合に備えてあるほか、ホームページからダウンロードできます。

☐ 新発田地域広域事務組合企画振興課 26-1501

<http://www.inet-shibata.or.jp/~skouiki/>

4月の届出

げんきなよいこ

出生

赤ちゃん	保護者	誕生日	行政区
日向さん	(渡辺 努)	3.20	網代 浜
大樹くん	(板垣 英樹)	3.25	亀塚 山
響くん	(佐藤 清)	3.25	東 山
大夢くん	(岩渕 純)	3.27	二本松
静香さん	(小見 政明)	3.27	藤 寄
太良くん	(金澤 節)	3.27	ひばりヶ丘
桜子くん	(和田 靖之)	3.28	藤 寄
土々さん	(伊藤 猛夫)	4. 2	尾沢ヶ丘
奈々さん	(佐久間正美)	4. 3	蓮 濁
寿貴くん	(此村 孝之)	4. 7	旭ヶ丘
紀くん	(坂井 優)	4. 7	二本松
紀くん	(坂井 優)	4. 7	二本松
馬くん	(近藤日出男)	4. 9	旭ヶ丘
生さん	(長谷部 仁)	4.14	東 山
佳さん	(曾根 秀明)	4.16	蓮 濁

幸せ多い人生を

婚姻

新郎・新婦	届出日	行政区
石川和輝さん (渋谷)ゆかりさん	4. 6	旭ヶ丘
曾我哲也さん (本間)英子さん	4. 7	網代 浜
岩城祐輔さん (斎藤)加奈子さん	4.21	亀塚 山
高橋朝晃さん (中村)絹子さん	4.22	次第 浜
斎藤光矢さん (斎藤)和子さん	4.28	藤 寄

ごめいふくをお祈りします

死亡

氏 名	年 齢	死亡日	行政区
武田隆さん	(71歳)	4. 1	真 野
高橋信一さん	(71歳)	4. 5	二本松
遠藤又蔵さん	(76歳)	4. 8	藤 寄
伊藤クニさん	(86歳)	4. 9	藤 寄
志賀正光さん	(85歳)	4.10	蓮 濁
渡辺甚一郎さん	(87歳)	4.14	網代 浜
佐久間ヨシミさん	(86歳)	4.15	蓮 濁
武田チヨミさん	(76歳)	4.17	別 條
萩原トメさん	(92歳)	4.19	亀塚 山
宮沢オシノさん	(77歳)	4.22	網代 浜
曾根ミチヨさん	(69歳)	4.27	丸 濁

(注1) 広報に載せてほしくない方は、町民課窓口で手続きの際、その旨お話しください。
(27 - 2111 内線112 町民サービス係)

(注2) 渡邊さんの「邊」という文字など略して掲載しています。戸籍に記載されている正確な氏名と多少異なる場合があります。ご了承ください。

法無線局」から発射される強力

電波を正しく使用するために、電波法というルールがあります。

電波利用保護旬間

6月1日～10日

025-232-6110

新潟労働事務所

025-232-6110

午前11時～午後4時

06月21日

06月21日

相談は無料で秘密は固く守られます。

新潟県では、最近の厳しい雇用情勢を受けて、雇用・労働問題に関する相談会を開催します。

相談は無料で秘密は固く守られます。

街頭労働相談会 開催

新潟県では、最近の厳しい雇用情勢を受けて、雇用・労働問題に関する相談会を開催します。

相談は無料で秘密は固く守られます。

な電波(不法電波)により、テレビ・ラジオなどの放送受信機器や、消防・救急等の重要な無線通信への混信・妨害があると絶たない状況にあります。

私たちがみんなの財産である電波、その良好な利用環境を守るため、「不法無線局」をなくし、電波を正しく使いましょ。電波に関するご相談は、信越総合通信局までどうぞ。

●無線設備への混信・妨害等に関するもの
026-234-9976

●ラジオ・テレビ等放送の受信障害に関するもの
026-234-9991

●その他の行政相談に関するもの
026-234-9961

入札結果

(4月25日～5月16日)

工事(件)名	契約額(円)	業者名	完成期限
側第1号 道賀新田島ノ内2号線道路側溝工事	3,517,500	東港建設興業(株)	H14. 8. 2
側第7号 山諏訪山蓮濁線道路側溝工事	1,627,500	東港建設興業(株)	H14. 6.23
舗第7号 網代浜町道下線道路舗装工事	1,942,500	㈱下越道路	H14. 6.11
舗第3号 本三賀2号線道路舗装工事	2,100,000	東亜道路工業(株) 下越営業所	H14. 6.23
舗第10号 浦山旭ヶ丘線道路舗装工事	2,100,000	丸運建設(株) 下越支店	H14. 6.11
改第11号 網代浜横1号線道路改良工事	7,770,000	㈱樋口建設	H14. 8.27
聖籠公園駐車場整備工事	16,275,000	曾根建(株)	H14. 8. 7
舗第9号 網代浜町道下2号線道路舗装工事	7,455,000	フジマ舗道(株)	H14. 7. 2
松くい虫被害木伐倒駆除作業委託 (No. 2)	3,549,000	北越緑化(株) 聖籠営業所	H14. 7. 6
I T講習会業務委託	840,000	㈱長谷川電気工業所	H14.12.20
弁天湯風致公園維持管理業務委託	2,173,500	㈱市川組	H14.10.30
臨海西公園維持管理業務委託	2,940,000	曾根建(株)	H15. 3.20
加治川堤桜維持管理業務委託	1,491,000	北越緑化(株) 聖籠営業所	H14.10.30
聖籠大堰管理棟敷地内植栽 維持管理業務委託	2,079,000	北越緑化(株) 聖籠営業所	H15. 3.20
蓮野幼稚園プール塗装工事	1,323,000	㈱三京	H14. 6.29
側第3号 真野新発田線道路側溝工事	1,722,000	㈱協雄重機	H14. 7.29
舗第2号 次第浜浜山11号線道路舗装工事	1,575,000	北越ロードサービス(株) 聖籠営業所	H14. 6.24
舗第1号 次第浜浜山8号線道路舗装工事	3,045,000	大林道路(株) 北信越支店	H14. 7. 6
舗第5号 藤寄田ノ島西線道路舗装工事	3,675,000	㈱水倉組 新発田営業所	H14. 7.10

☐日時 ☐会場 ☐内容 ☐対象 ☑申し込み ☑問い合わせ



聖籠町出身で関東在住者が組織する東京聖籠会が四月十四日に東京で開催されました。町からは町長、議長、副議長が出席し町の近況を報告。会員のみなさんはかわりゆく聖籠町に関心をよせながら思い出話で盛り上がりました。

東京聖籠会開催

ふるさと聖籠を思い



▲区長会議の場で表彰

平成13年度 投票率1位は
尾沢ヶ丘集落
選挙投票率上位集落を表彰

町選挙管理委員会と町明るい選挙推進協議会は平成13年度に行われた参議院通常選挙の投票率上位集落に対して表彰を行いました。

上位5集落は次のとおりです。

- 1位 尾沢ヶ丘集落
- 2位 丸湯集落
- 3位 八幡集落
- 4位 山諏訪山集落
- 5位 蓮野集落

選挙は私たちの大切な権利です。選挙の際には棄権せずに投票しましょう。

永年の活動が評価



▲表彰を受ける田村春満聖籠町民生委員協議会会長(写真右)、大野助昌同副会長(写真中)

聖籠町民生委員・児童委員協議会が表彰されました

聖籠町民生委員・児童委員協議会が新潟県民生委員・児童委員協議会から永年の活動を評価され優良民生委員児童委員協議会として表彰されました。

この表彰は民生委員制度創設85周年を記念し、地域活動やネットワーク活動を自主的・積極的に実施している市町村民生児童委員協議会が対象となりました。



安藤 理緒ちゃん
H13. 9.26生



新保 涼大くん
H13.12.21生



佐久間 駿くん
H13.12.11生



諏訪 美空ちゃん
H13.12.22生



平野 竜誠くん
H13.12. 3生



小林 里歌ちゃん
H13. 12.26生



治田 依夢ちゃん
H13.12.27生



大谷 憂海ちゃん
H13.12.22生



遠藤 乃愛ちゃん
H13.11. 5生



土田 愛華ちゃん
H13.12.20生



石井 愛梨ちゃん
H13.12. 7生



杉沢 雛菜ちゃん
H13.12.24生

町の宝
で~す

4月の乳児健診から



黒金 茉彩ちゃん
H13.12.13生



石井 丈二くん
H13.12.15生



飯田 飛杏くん
H13.12.11生

このコーナーの写真は保健福祉センターで行われる乳児健診の会場で撮影を行っています。

元気に育ってね！



チビハムちゃん・10歳



グルミック・15歳



モコピコ・7歳



いずおくん・11歳

送るときは名前を必ず書いてください。うすいえんぴつ描きのイラストは掲載できません。



ブーさん・12歳



ジェラール・14歳



かいらんぱん・9歳



佐藤 可織さん・7歳

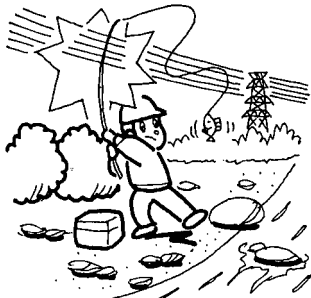


ポケモン大好き!・11歳



ベアータ・14歳

6月



魚釣りの時は、頭上の電線に注意

お詫びと訂正

4月に各家庭にお配りしました『聖籠町の情報誌綴り』裏面の官公署等電話番号の中で『聖籠観音の湯ざぶ〜ん』の電話番号が間違えて掲載されておりました。正しくは27-1126です。お詫びして訂正いたします。



青年部

がんばってます商工会

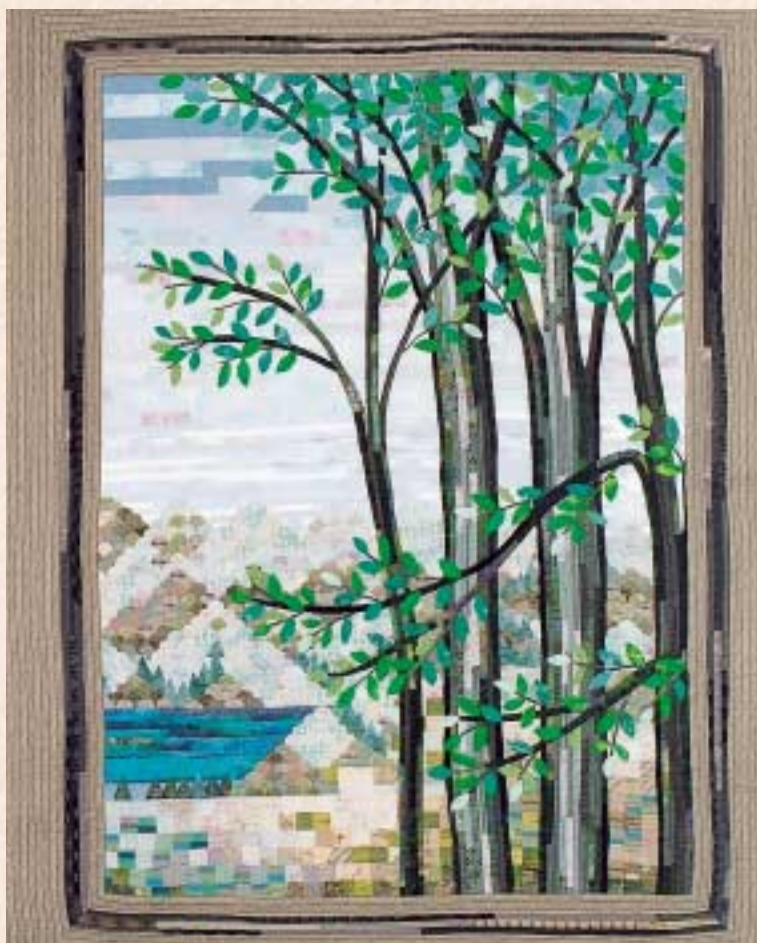


婦人部

まちを花いっぱい

花いっぱい運動として聖籠町商工会青年部（吉田正数部長・部員19人）が保育園や幼稚園を訪問し花の種（約300袋）をプレゼントしました。また、同女性部（吉田容子部長・部員20人）は可愛らしい花の苗をプランターに植え、役場前に設置しました。商工会青年部・女性部の『花いっぱい運動』は10年以上継続されており、目にする人を楽しませてくれています。

●このコーナーでは、町民の皆さんの思い出（自慢）の写真・絵画などの作品（ほのぼのとした作品大歓迎です。）をご紹介します。子どもからお年寄りまで、どなたでもOKです。掲載を希望される方は、気軽に広報係までご連絡ください。問い合わせは役場総務課広報広聴係 27-2111内線216まで。



▲ぶな林をイメージした作品
横180cm×縦200cm



●作者
渡辺典子さん
（大夫興野）

十数年前に簡単服づくりを始め、残った布で幼稚園での昼寝ふとんを作ったのが最初のパッチワーク作品です。

仕事の合間での作業のため、手がけられるのは年間2～3作品くらい。数年前から通信教育を受け、今年の3月にはパッチワーク講師の資格も取得。子どもたちにも手芸の楽しさを伝えたいと現在勤務している結いハート聖籠（旧聖籠中学校）で手芸教室を月2回程度開催しています。パッチワークに限らず、服づくりなども教えてみたいですね。



▲結いハート聖籠（旧聖籠中学校）で子どもたち対象に手芸教室